

平成26年度 第1回江別市市民参加条例制定委員会 会議録（要点筆記）

日 時：平成26年11月20日（木） 18:30～20:10

場 所：江別市民会館 36号室

出席委員：石黒匡人委員、小杉伸次委員、田口智子委員、深瀬禎一委員、山元規子委員、
千葉正和委員、西田敏子委員、松谷貞雄委員（計8名）

事務局：企画政策部山田部長、政策推進課千葉課長、中島主査、阿部主査、長谷川主任

会議概要

1 委嘱状交付

2 開会

3 挨拶

4 委員の紹介

5 委員長、副委員長 互選

委員の互選により、石黒匡人委員長、田口智子副委員長を選出。

6 議事

（1）市民参加条例について

（2）これまでの江別市の市民参加に関する取組

議事（1）（2）について、事務局より資料1、資料2を一括説明

【質疑】

田口副委員長

平成26年5月に実施した市民参加についてのアンケートの結果は、おそらくホームページでは公表していると思うが、それ以外の方法でも市民と結果の共有を図ったのであれば教えていただきたい。

事務局

この委員会の開催結果は市のホームページ等で公開する予定であり、配布した資料についても公開することから、その中でアンケートの結果やワークショップの結果等も併せて公表していく予定である。その他に、市議会へも報告させていただいている。

西田委員

市の広報紙には掲載しないのか。

事務局

アンケートやワークショップの結果を掲載するのは、広報の紙面の都合上困難であるた

め、主にホームページ等で公開する予定である。

石黒委員長

委員会の結果も公開するとのことであるが、議事録を作成してそれも公開されると理解してよろしいか。

事務局

事務局で議事録を作成し、各委員に内容を確認していただいた後に公開する予定である。

石黒委員長

議事録は要点筆記か、それとも全文筆記か。

事務局

要点筆記を基本とする。

小杉委員

政策推進課の所掌に自治基本条例検討委員会というものもあるが、自治基本条例が平成21年にできたあとも常に見直し等を検討しているということか。

事務局

自治基本条例の規定の中で、4年を超えない期間ごとに見直しを検討することとなっており、2年前に自治基本条例検討委員会を立ち上げて検討したところである。次回の見直し検討時期がきた際には、再度検討委員会を設置して検討する予定である。

小杉委員

このような委員会を常設するとコストが高むため、市民参加条例の策定にあたって、4年なり5年ごとの見直し規定を設けておけば、その時のみ委員会を設置する運用にできる。

(3) 市民参加に関するアンケート・ワークショップの結果の報告

【質疑】

田口副委員長

ワークショップは、結果を当委員会に引き継ぐことを前提として行ったのか。それとも、この結果をもとにワークショップのメンバーがまた別な機会を設けて議論を発展させていくことも想定しているのか。

事務局

ワークショップは、結果を制定委員会での検討資料とする旨を説明したうえで実施したものである。

石黒委員長

アンケートやワークショップの結果の中で、事務局が市民参加条例の素案を作成するにあたって意識した点は何かあるか。

事務局

これらの結果に対する事務局としての評価であるが、アンケート結果によると、現状としては残念ながら市民参加をしたい市民より、市民参加をしたくない市民の割合の方が

上回っている状況にあり、市民参加意識の向上が課題だと認識している。ワークショップの中でも、そういった現状を踏まえて市民参加の意義を議論していただき、市民参加意識を上げていくためにはどうしたらよいかを検討していただいたところである。

石黒委員長

防災など具体的なテーマを示せば参加したいと考える市民はたくさんいると思うが、「市民参加」ということだけを取り上げると面倒なイメージがあるのかもしれない。具体的なテーマとセットで経験することで、市民参加の仕組みとして何が必要かという問題意識が市民からも出てくるのだと思う。

ワークショップの開催に携わった千葉委員のご意見はいかがか。

千葉委員

アンケート結果を見た段階では厳しい状況だと感じていたが、ワークショップで議論を進めていく中で、市民の方々の意欲・意識の高さを実感したため、アンケート結果だけがすべてではないと感じた。

松谷委員

ワークショップに参加した感想であるが、非常によい経験ができた。普段一人で考えていることをみんなで話し合っただけで結論を導き出すことができ、市民参加の意義を実感した。このワークショップのような市民参加の機会をもっと広げていただけるとよいと感じた。

石黒委員長

そのような形で市民参加が進んでいくような条例案を当委員会で検討し、提言できるとよいと考える。

山元委員

アンケート結果によると、ワークショップの参加希望者が140名となっているが、実際にワークショップに参加したのは35名となっている。どのような経緯でこの参加人数となったか説明していただきたい。

事務局

アンケートの段階では、ワークショップの日程等を示さずに参加の意向確認のみ行った結果、140名から参加希望があった。その後、参加希望者に実際の日程を示して参加申込の案内をしたところ、67名から参加申込があった。その中で、年代別に参加者数のバランスを考慮したうえで抽選により選考し、最終的には35名の参加となった。

(4) 江別市市民参加条例制定委員会の目的と審議について

(5) 市民参加条例案の検討について

議事(4)(5)について、事務局より資料3、資料4を一括説明

資料3、資料4については質疑無し

石黒委員長

本日、条例素案が配布された。次回からこの条例素案に基づいて本格的な議論をしていくことになり、その際に事務局から詳細な説明をしていただく予定であるが、条例素案

をまとめるにあたっての考え方や重要だと考えている部分など、概要を説明していただきたい。

(事務局より資料「江別市市民参加条例(素案)逐条解説」の概要説明)

【質疑】

田口副委員長

この素案を作成するにあたって参考にした他市の事例などがあれば教えていただきたい。

事務局

参考とした自治体がいくつかあるため、次回委員会までに他市の条例を資料として提示させていただく。

田口副委員長

2ページの第2条第1項の解説の中で、自治基本条例第2条の条文をそのまま引用しており、その中に「市民」の定義が記載されているが、これは外国人や学生も含むという自治基本条例上の解釈と同じと考えてよいか。

事務局

素案の考え方としては、自治基本条例の「市民」と全く同じ解釈である。市民参加条例は自治基本条例の規定を受けて策定するものであるため、基本的な用語の考え方は自治基本条例に沿ったものとしている。

小杉委員

第4条の「市民参加の対象」は、例示列举ではなく限定列举としているようだが、限定列举だとどうしても硬直的な規定になる。市としては、一定程度の市民参加があればよいというスタンスなのか、それとも色々な場面で市民参加してほしいというスタンスなのか。それによって議論の方向性が変わってくる。

事務局

市としては、原則として市民参加が必要で、市民参加の手続きを取らないものは例外と考えていることから、議論にあたっては広く市民参加を推進していくという視点から検討していただきたい。

小杉委員

第4条第1項第1号から3号までは具体的な事由を規定しており、4号が広く一般的な事由を網羅する規定のようにも読み取れるので、ここでかなり幅広く対象にできるということか。

事務局

市民生活に大きな影響があるが1号から3号に該当しないものについては、4号で市民参加の対象にできるようにするという意図である。

石黒委員長

1号から3号に該当しないものは4号で対象にするが、何もかも全て対象にするわけにはいかないため、「市民生活に大きな影響及ぼす制度」と限定しつつも幅を持たせた曖昧

な表現にしているのだと考えられる。この辺りのことについては、後日、他市の事例等も参考にしながら議論していきたい。

7 その他

次回委員会の日程調整について

8 閉会